

弊社購入にかかわる要求事項 (特別な管理が不要なカタログ品)

1. 適用

メイコーエレクトロニクス株式会社（以下、弊社）が製造に使用する部品の購入について適用します。

2. 書類提出に関する事項

2.1 納入仕様書および変更確認願い

仕入先は、契約に先立ち、部品に関する仕様（納入仕様書）を購買部門に1部+返却用を提出し、担当技術部門の確認を受けてください。また、仕様内容に変更が生じる場合は、6ヵ月前までに変更願いを文書で通知し確認を受けてください。

2.2 生産条件変更届

仕入先は、部品の製造方法（材料の変更あるいは生産工場の変更）や管理方法等の生産条件の変更が生じる場合は、2.1と同様に、事前に変更願いを文書で通知し確認を受けてください。

3. 品質保証条件

3.1 無償保証期間

弊社へ納入後、1年とします。

3.2 費用の負担

3.1記載の無償保証期間以降において、製造元または仕入先に契約不適合責任があった場合は無償とし、この限りでない場合は、弊社担当者と協議のうえ解決する事とします。

4. 表示方法

弊社から指定する場合を除き、部品への品名表示は問いません。ただし、包装箱（袋、その他）に部品コードおよび品名を明記してください。

5. 受入検査

部品仕様、外観等については納入仕様書の通りとします。ただし、納入物に不明点や相違等があれば、弊社より連絡します。

6. グリーン調達

弊社は、環境保全に適合した製品をお客様へ提供するために、その製品に使用する部品・材料について、環境に与える影響が少ない製品の購入（グリーン購入）を推進します。

6.1 オゾン層破壊物質の使用禁止

製品自体および製品、部品の製造工程でオゾン層破壊物質を使用しないでください。

- 1) 原則として、梱包材にはプラスチック材を使用しないでください。ただし、通い箱により繰り返し使用できる構造および回収ルートがあれば、プラスチック材の使用も可とします。この場合、オゾン層破壊物質を使用して作成した材料は使用しないでください。

- 2) 静電防止袋材等の必要不可欠な物に対しては、回収や再利用等の対策を行ってください。
- 3) ダンボール等の紙類の中で、燃やすとダイオキシンが発生するライナー等は使用しないでください。

6.2 「RoHS2」の適合

原則として、鉛、水銀、カドミウムなど RoHS2（改正 RoHS 指令）で禁止されている 10 物質群を含有する製品の納入を禁止します。

7. 難燃剤の使用規制

赤リン系難燃剤の使用を禁止します。（リン酸マイグレーション防止のため）使用する難燃剤の管理と通知・変更の際の通知を徹底してください。

8. 秘密保持の義務

仕入先は、納入に際して知り得た情報を第三者に漏洩しない義務を有します。

9. 環境調査に関する要求事項

お客様の要求により、弊社が購入する部品・材料における RoHS2 や REACH 規則などの含有禁止物質の含有状況を調査していただきます。その際は chemSHERPA または顧客指定のフォーマットにより報告してください。

- 1) chemSHERPA <https://chemsherpa.net/>
- 2) 顧客指定の調査フォーマット

なお、車載案件に関しては、お客様へ納入する製品に含まれる成分の報告として、自動車メーカーで実施している環境負荷物質管理へ対応するため、以下のいずれか／または両方のツールにより報告してください。

- 1) JAMA/JAPIA 統一データシート
（社）日本自動車工業会（JAMA）共通の報告シート
- 2) IMDS
自動車業界向け有害物質情報の収集システム「IMDS -International Material Data System」

10. その他

本適用を受けない特別な管理が必要なカタログ品は、納入仕様書の提出依頼時に弊社より連絡します。